

名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例及び名古屋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7年 7月18日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第53号

名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例及び名古屋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正)

第 1条 名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成18年名古屋市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第 4条第 2項第 1号中「第 5条第23項」を「第 5条第24項」に改める。

(名古屋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 2条 名古屋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年名古屋市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第 4条第 2項中「自立訓練」の次に「、就労選択支援」を加える。

附 則

この条例は、令和 7年10月 1日から施行する。